

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の 占用の許可
行政指導の根拠となる 法律・条例・要綱等名		電線共同溝の整備等に関する特別措置法
条 項		第 1 1 条第 1 項
所 管 課		建設局 土木部 土木総務課 (電話：048-829-1486)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の 場合は、そ の理由)	事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ設定することが困難 である。
備 考		